

# ゆうあい

VOL.64

特別養護老人ホーム ゆうあいホーム／大竹市養護老人ホーム ゆうあいの里／ゆうあいホーム短期入所生活介護事業所／デイサービスセンターゆうあいホーム／訪問介護事業所ゆうあい／居宅介護支援事業所ゆうあい／訪問入浴介護事業所ゆうあい／訪問看護事業所ゆうあい／介護タクシーゆうあい／小島新開の家デイサービスセンター／小島新開の家デイサービス事業所／認知症対応型共同生活介護グループホームふきのとう／小規模多機能型居宅介護ふきのとう  
発行 社会福祉法人 広島友愛福祉会 大竹市玖波4-8-8 TEL 0827-57-7500 発行責任者 立山 道男

## 措置制度について

日頃より地域の皆様には、広島友愛福祉会の活動にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、今回は措置制度について簡単にご説明いたします。2000年4月介護保険制度が開始され、「措置から契約へ」と大きく高齢者福祉事業の業務内容は変化しました。しかし措置制度が無くなったわけではありません。例えば、大竹市養護老人ホームゆうあいの里（入所定員50名）は措置制度で運営されています。

該当条文：老人福祉法第11条（老人ホームへの入所等）

市町村は必要に応じて次の措置をとらなければならない。

1、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者は、当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、（後の条文略）。

広島友愛福祉会は、大竹市福祉事務所が措置し大竹市養護老人ホームゆうあいの里へ入所された方を、指定管理者として、日常生活の支援をさせていただいています。居住環境や経済的な面で、憲法第25条が保障する、健康で文化的な生活を保障するために、行政による措置が発動されます。

高齢者への虐待が発覚した際も、行政は高齢者の安全を図るための居室の確保等の措置をとります。

該当条文：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

第10条

市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について、（中略）必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

介護保険制度だけでは、高齢社会を支えることはできません。行政による措置そして地域での助け合い等が、高齢社会を支える基盤のひとつと考えます。

地域の皆様に支えられ事業を展開する広島友愛福祉会にご支援・ご協力を今後もよろしくお願い申し上げます。

（ゆうあいホーム在宅ケア支援室 田原幸宣）

